

特記仕様書

1 業務委託名称等

業務名称：令和6年度 防災危機管理センター棟（仮称）建設に伴う発掘調査支援業務委託

業務場所：沖縄県那覇市泉崎（沖縄県庁敷地内）

履行期間：契約締結日から令和7年9月30日

2 共通仕様書の適用

本委託業務にあたっては、本特記仕様書のほか、「発掘調査支援業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

3 特記仕様書の適用

本特記仕様書は、「令和6年度 防災危機管理センター棟（仮称）建設に伴う支援業務委託」に適用する。

4 数量等

発掘作業は原則として月～金曜日とするが、それ以外の日に実施する必要がある場合は協議とする。その他詳細は現場説明書のとおりとする。

5 留意事項

(1) 発掘調査に関する留意事項

ア 現場説明書に示す調査順序に従い調査を実施すること。

イ 発掘調査は、開発事業者による表土掘削後の10月から11月ごろより開始を予定するが、当該掘削業務の進捗による変更も考慮されることから、発注者の調査職員と密に連絡をとること。

ウ 当センター職員の現地での指示が必要な遺構等掘削に関する作業時間は、原則的に午前9時から午後4時30分までとする。但し、変更の必要がある場合は、調査職員と適宜協議する。

エ 掘削作業の開始前に、出欠確認及び事前連絡等を終えておくこと。

オ 土砂、礫、アスファルト、コンクリート、パイプ等については分別して仮置きすること。

カ 本件の調査区全景撮影は、ドローンに限るものとする。ただし、本件業務場所は航空法施行規則第236条の71及び72に掲げる空域（空港等の周辺空域）及び人口集中地区（DID）であるため、受託者が撮影前に必要な申請等を行うこと。

キ 必要に応じて、関係者等の会議・調整へ調査職員とともに出席すること。また、関係資料を作成し提出すること。

(2) 環境整備等に関する留意事項

ア 電気・水道は発電機、水タンク等により、自前で確保すること。

イ 県庁地下駐車場を利用できる車両は、原則3台までとする。

ウ トイレは、県庁1階利用することができる。ただし、一般来庁者等も使用する施設であることを考慮し、衣類や靴等の汚れを落とすなど、必要な措置を講ずること。

エ 市街地であることを考慮し、防音・防塵、通行者等に対する配慮などについて、調査職員と協議の上、適時必要な措置を講ずること。

(3) 部分払いに関する留意事項

本業務は債務負担行為業務であり、令和6年度の業務実績に基づいて部分払いを行うものとする。

6 現場事務所の設置

(1) 調査現場敷地内に現場事務所を設置する。その規模は調査職員等を含めた業務規模にあわせたものとし、受託調査員等と調査職員の事務所は、間仕切り等にて区切り、出入口も別とすること。

(2) 現場事務所の備品については、電気（発電機等）、空調設備、片袖机、長机、椅子、仮設トイレ、水道（タンク等）、コンセント、流し台、製氷機、給水器、屋外洗い場、冷蔵庫、AED、消火器等の必要な器具・数量を備えること。

(3) 遺物及び道具類保管のための倉庫を設置すること。

(4) 現場仮設事務所及び倉庫の防犯対策などについて、調査職員と協議の上、必要な措置を講ずること。

(5) 現場事務所の場所や規模、備品については、調査職員と協議の下で決定すること。

7 成果品の検査とその予定日

共通仕様書の第8条に挙げる成果物の検査を、令和7年9月22日に行うものとする。ただし、受託者が上記の予定日以前に検査を希望する場合は、委託者と協議の上、別日を設定することができる。